

## 航空機整備訓練課程指定申請・審査要領

### 第1部 総則

#### 1. 目的

本要領は、航空法施行規則別表第二（第42条、第43条関係）の規定による国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程（以下「航空機整備訓練課程」という。）に関して、申請及び審査を行うための方法等を定めることを目的とする。

#### 2. 本要領の位置付け

航空機整備訓練課程の指定及び指定の取り消しは本要領に定めるところにより行わなければならない。ただし、本要領の一部についてこれを運用することが適当でない場合には、航空局安全部安全政策課長の承認を受けたうえで、他の方法によることができる。

### 第2部 指定の基準

#### 1. 指定を受けるための実績

- (1) 当該教育を2年以上行っていること。
- (2) 修了者が20名以上であること。

#### 2. 学科教官

- (1) 学科教官の数は、学科教育の科目ごとにその科目的教育を行うについて必要な数とする。なお、学科教官は1名で2以上の科目を担当することができる。
- (2) 学科教官は、21歳以上で、整備に係る航空従事者の技能証明を有していること。  
ただし、当該学科に関して3年以上の教育経験を有している場合は必要な技能証明を有しているとみなす。
- (3) 主席学科教官  
3年以上の航空整備士又は航空運航整備士に係る教育歴を有していること。  
ただし、3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士又は航空運航整備士としての経験を有している場合は必要な教育歴を有しているとみなす。
- (4) 学科教官の任用に当たって、管理者又は主席学科教官は教官任用教育（当該航空機整備訓練課程の概要、教育訓練技法及び担当科目のオブザーブ等）を実施し、当該教育が適正に行えることを確認すること。

#### 3. 実技教官

- (1) 実技教官の数は、実技の科目ごとにその科目的教育内容に応じて、安全かつ適切な教育の実施に必要な人数の教官を配置すること（実技教官1名が担当する訓練生は、原則として25名以下とする。ただし、実技教育のうち特に訓練生の安全性の確保や十分な教育効果を得るために必要なもの（例えば、点検作業、部品交換作業

及び動力装置の操作等の実機を用いて行う教育)については、実技教官1名が担当する訓練生をより少数とすること。)とする。なお、実技教官は1名で2以上の科目を担当することができる。

- (2) 実技教官は、21歳以上で、整備に係る航空従事者の技能証明を有していること。  
ただし、基本技術又は整備に必要な知識のうち電子装備品等の科目を担当する教官については、当該科目に係る作業について5年以上の経験を有している場合、必要な技能証明を有しているとみなす。
- (3) 主席実技教官  
3年以上の航空整備士又は航空運航整備士に係る実技教育の経験を有していること。  
ただし、3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士又は航空運航整備士としての経験を有している場合は必要な教育経験を有しているとみなす。
- (4) 実技教官の任用に当たって、管理者又は主席実技教官は教官任用教育(当該航空機整備訓練課程の概要、教育訓練技法及び担当科目のオブザーブ等)を実施し、当該教育が適正に行えることを確認すること。

#### 4. 教育施設の要件

- (1) 学科教育を行うために必要な建物その他の施設
- ① 以下の基準に適合するものであること。
- 1) 学科教育の形態に応じて必要な数の教室を有すること。
  - 2) 教室の面積は、訓練生5名まで $15\text{ m}^2$ とし、5名を超える1名につき  
1.  $5\text{ m}^2$ を加算した面積であること。
  - 3) 建築関係法規に適合するものであること。
  - 4) 標準視力を有する者が、疲労を感じることなく学習できる照明を有すること。
  - 5) 十分な余裕を持って学習できる大きさの机と椅子を備えていること。
  - 6) 黒板又はそれと同様のもの(ディスプレイ、プロジェクター、ホワイトボード、タブレット端末等)を備えていること。
- ② 教材
- 1) 適切な内容の教科書及び参考書を備えていること。
  - 2) 発動機、計器、装備品及び各種システムの機能並びに操作方法を示す模型、図面又はビデオ等の教材を備えていること。
- ③ 遠隔教育に活用する教育施設等
- 1) 教官及び在籍する訓練生が同時にアクセスし、教育に必要な情報共有が適時にできる電子ツールを有すること。ただし、訓練生をグループに分ける場合には、これに対応した電子ツールであること。
  - 2) 1)に定める電子ツールは、教官が訓練生の受講の様子を的確に確認できるものであること。
  - 3) 教官及び訓練生が使用する電子端末その他の電子機器及びインターネット回線が、1)に定める電子ツールを使用した教育を行うのに適していること。
  - 4) 教官及び在籍する訓練生が使用する部屋について、騒音その他の環境が教育

の実施に適していること。

- 5) 訓練生の接続が切断された場合等において、教官と訓練生が確実に連絡を取れる手段を有していること。

(2) 実技教育の施設等

① 工具

適切な工具が備えられていること。

② 保管設備

部品、工具、材料等の保管設備が、作業場と分離して設置されていること。

③ 作業設備

塗装作業の設備が、他の施設と分離して設置されていること。

④ 洗浄設備

洗浄機、空気圧式油除去装置その他の設備が、他の施設と分離して設置されていること。

⑤ 基本技術の設備

基本技術の実習に必要な設備を有していること。

⑥ 発動機試運転場

発動機の試運転を行うための必要な設備を有していること。（発動機の試運転を行うに当たって、騒音及び発動機の排出物について適切な配慮がなされていること。）

⑦ 各種系統及び機能部品の作業場

- 1) 各種系統及び機能部品の分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業を行うための設備が他の設備から分離した区画に設置されていること。

- 2) 作業の対象とする系統及び機能部品には、次のものを含むこと。

ア 点火系統

イ 燃料系統（ピストン発動機については気化器も含む。）

ウ 油圧系統

エ 真空系統

オ 電気装備品及び付属装置

カ 計器

- 3) 作業場には、机、椅子、計測装置等必要な器具を備えていること。

⑧ 航空機整備場

- 1) 分解、点検、リギング等の航空機の整備作業に適する区画を有していること。
- 2) 机、椅子、ホース、スタンド、ジャッキ等必要な器具を備えていること。

⑨ 教材

- 1) 実物又は模型による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。

- 2) 教材の数は、同じ教材について学生 8 名につき 1 個の割合とする。

- 3) 製造国政府の型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が 30

名以下の場合は2機、30名を超える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。

なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合はそれらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

⑩ 材料、工具及び工場用機器の補給等

教育を行うために必要な材料、工具、特殊工具及び工場用機器の補給又は整備の手段が確保されていなければならない。

5. 学科教育及び実技教育の科目並びに科目毎の教育時間数

(1) 学科教育

教育時間は350時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	教 育 時 間
1. 航空法規等	30
2. 機体及び電子装備品等	150
3. 発動機	60
4. 整備の基本技術	100
5. 試 験	10

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間  
を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は400時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	教 育 時 間	
1. 整備の基本技術	7 0	
2. 整備に必要な 知見	1) 機 体	1 0 0
	2) 電子装備品等	6 0
	3) 発 動 機	8 0
3. 技術	9 0	
1) 整備に必要な技術		
2) 航空機の日常点検作業に関する技術		

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間  
を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

教 育 の 内 容	教 育 時 間
1. 学 科 教 育	3 5 0
2. 実 技 教 育	4 0 0
3. 合 計	7 5 0

## 6. 当該航空機整備訓練課程の適切な運営のための制度

- (1) 次のイ～ハに掲げる制度の運用について責任を有する組織等が明確であること。
- ① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度（イ）  
主席教官等による任用時及び定期的な教官の技量の確認、教育の標準化を確認するための教官会議の開催等により、適切な教育訓練が行われ、任用後も教官の能力の向上が図られるものであること。
- ② 教育施設の維持管理に関する制度（ロ）  
1) 訓練器材等の品質が維持されるために必要な措置が講じられるものであること。  
2) 教育に必要な規定類が最新のものに維持されることを保証するものであること。
- ③ 教育実績の記録の管理に関する制度（ハ）  
訓練生の教育訓練の実績等が確実に記録され、訓練生に必要な教育が行われていることが確認できるものであること。

## 第3部 教育基準の記載要領

### 1. 総論

教育基準に記載すべき事項については、次の各項に規定する内容を記載すること。また、教育基準の記載事項を変更した場合は、遅滞なくその旨を航空局安全部安全政策課長に届け出なければならない。

### 2. 記載事項

#### (1) 一般事項

- ① 航空機整備訓練課程の名称  
② 教育施設の所在地  
③ 教育の目的  
④ 入所要件  
入所者の選抜方法等の要件が明記されていること。

- ⑤ 最大訓練者数  
教育施設、管理者又は教官の能力等を総合的に考慮して適當と認められる数とする。

- ⑥ 教育目標

#### (2) 設置者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること、欠格者でないことが明示されていなければならない。（航空法施行規則第50条の4を準用する。）

#### (3) 管理者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること、欠格者でないことが明示されていなければならない。（航空法施行規則第50条の4を準用する。）

#### (4) 学科教官

- ① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていな

ければならない。

- ② 学科教官のうち、1名を主席学科科教官とし、これが明記されていなければならぬ。また、主席学科科教官は、学科科教官として必要な教育（学科科教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、学科教育全般について責任を有するものとする。

(5) 実技教官

- ① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。
- ② 実技教官のうち、1名を主席実技教官とし、これが明記されていなければならぬ。また、主席実技教官は、実技教官として必要な教育（実技教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、実技教育全般について責任を有するものとする。

(6) 教育施設の概要

- ① 遠隔教育を行う場合には、その旨が記載されていること。
- ② 教室、作業場等について、面積、定員、諸元等が明記されていること。
- ③ 教育に使用する教材  
学科及び実技教育に使用する教科書その他の参考教材等が明記されていること。
- ④ 教育に使用する訓練装置・機材等学科及び実技教育に使用する航空機その他の機材及び設備等が明記されていること。
- ⑤ 教育を行うために必要なその他の施設等（遠隔教育を行うために必要な電子ツール等を含む。）

(7) 教育の内容及び方法

① 教育計画

学科及び実技教育の科目の時間数並びに学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。実技教官1名が担当する訓練生数が25名を超える場合は、教育科目ごとに教官1名が担当する訓練生数が明記されていること。

② 教育の内容

学科及び実技教育の各科目毎に、教育内容、教育時間等が明記されていること。

③ 教育の方法

学科及び実技教育毎に個別又は集合教育の別、遠隔教育が適用可能な場合はその旨、訓練生1名について1日又は1回あたりの教育時間数等が明記されていること。

④ 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定）及び報告の方法

⑤ 欠席者に対する措置

欠席者に対しては欠席時間数と同等の時間数を補習することを原則とし、最大許容欠席時間を明記すること。ただし、各科目の標準教育時間を下回らない範囲において、訓練生の理解度に応じた方法により補習を実施する場合はこの限りでない。（実技教育については、実技教官1名が担当する訓練生数が通常の教育時よりも少ない状態で補習を行うなどにより、各訓練生が十分な技量を習得したことを効率的に確認できると認められる場合に限る。）本ただし書を適用する場合には、補習の方法及び欠席時間数に応じた補習時間の定め方を教育基準に定める

こと。

⑥ 教育の中止

次に該当する訓練生については、教育を中止しなければならない旨明記されていること。

- 1) 補習（第3部2.(7)⑤に掲げられたただし書を適用する場合には、ただし書に規定する補習）を行っても最大許容欠席時間数を超えるとき
- 2) その他管理者が必要と認めたとき

⑦ 編入の基準

訓練生を現在在籍しているクラス以降のクラスに編入させる場合の基準について記載すること。また、当該訓練生が在籍していたクラスで履修した部分は、編入後のクラスで履修したものとすることができる。

(8) 修了証明書の交付

- ① 管理者が修了証明書を交付する際に確認しなければならない事項等、修了証明書の交付が適切に行われるための要件、手続きが明記されていること。

(9) 当該航空機整備訓練課程の適確な運営制度の確立

- ① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、管理の内容、方法について記載すること。

- ② 教育施設の維持管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、維持管理方法について記載すること。

- ③ 教育実績の記録の管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、記録管理の対象及び主要な様式、記録の保管方法及び保管期間について記載すること。

(10) 役員の状況

設置者が法人である場合には、役員の氏名、役職等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明記されていなければならない。（航空法施行規則第50条の4を準用する。）

(11) 教育実績

本要領第2部1(1)に規定する実績を有することを証するものでなければならない。

(12) その他の基準に適合することを証するに足りる事項

## 第4部 指定方法、指定の有効期間及び指定の取消し

### 1. 航空機整備訓練課程の指定方法

(1) 指定審査

当該航空機整備訓練課程が本要領の基準に適合していることを確認するため指定審査を実施する。

- ① 指定審査の方法

- 1) 申請書に添付された教育基準について、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
  - 2) 教育施設等を実地に審査し、教育基準に従って教育が行われるものであるか確認する。
  - 3) 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。
- (2) 指定審査の結果については、航空機整備訓練課程の指定に係る審査報告書（第1号様式）により報告するものとする。
- (3) 航空機整備訓練課程の指定は航空機整備訓練課程指定書（第2号様式）を交付することによって行う。
- (4) 審査の結果、指定を行わない場合は、不指定通知書（第3号様式）をもって申請者に通知するものとする。

## 2. 指定の有効期間

- (1) 指定の有効期間は2年とする。
- (2) 更新審査は第4部1に準じて行うものとする。
- (3) 指定の有効期間内であっても、必要に応じて随時検査を行う。

## 3. 指定の取り消し

航空局安全部安全政策課長は当該航空機整備訓練課程が本要領第2部の指定の基準に適合しないと認めるとき、または当該航空機整備訓練課程の管理者が教育基準どおり教育を実施しなかった場合その指定を取り消すことができる。

指定を取り消す場合は、指定取消通知書（第4号様式）をもって当該航空機整備訓練課程の設置者に通知するものとする。

## 4. 譲渡等の場合における指定審査の取扱い

- (1) 事業の譲渡その他の理由（以下「譲渡等」という。）により航空機整備訓練課程の設置者に変更が生じ譲渡等後の設置者（以下「新設置者」という。）が新たに航空機整備訓練課程の指定を受けるための1(1)の審査を受ける場合において、新設置者が定める教育基準のうち、第3部2(3)から(9)までに掲げる記載事項の内容が譲渡等前の設置者（以下「旧設置者」という。）が現に定める教育基準と同一であるときは、旧設置者が有する第2部1の実績を新設置者の実績とみなして行うことができる。
- (2) (1)に定める場合においては、新設置者及び旧設置者に対し、それぞれ以下の書類を提出させるものとする。
  - ① 新設置者 航空機整備訓練課程の指定の申請並びに譲渡等に関する契約書の写し及び譲渡等に関する意思の決定を証する書類の写し
  - ② 旧設置者 航空機整備訓練課程の指定の返納の届出（譲渡等の日後速やかに提出すること。）

航空機整備訓練課程の指定に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名

---

---

---

---

設置者の氏名	
管理者の氏名	
航空機整備訓練課程 の 名 称	
教育施設の所在地	
審査実施期間	
航空機整備訓練課程 の概要及び審査の所見	
判定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 航空機整備訓練課程運営能力		
1. 3 訓練の実績		
1. 4 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 航空機整備訓練課程管理能力		
2. 4 訓練についての知識・経験		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事 項	適	否
4. 実技教育組織		
4. 1 組織と教官数		
4. 1. 1 主席実技教官の配置		
4. 1. 2 グループ担当教官の配置		
4. 1. 3 訓練生と教官の比率		
4. 1. 4 実技教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
4. 1. 5 実技教官の任用の判定		
4. 2 実技教官		
4. 2. 1 年令		
4. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件		
4. 2. 3 航空経歴		
4. 2. 4 教官任用教育修了		
講評		
5. 教育施設		
5. 1 学科教育施設		
5. 1. 1 教室		
5. 1. 1. 1 教室配置		
5. 1. 1. 2 教室面積	m <sup>2</sup>	教室数 室
5. 1. 1. 3 建物		
5. 1. 1. 4 照明		
5. 1. 1. 5 机・椅子		
5. 1. 1. 6 黒板その他の設備		
5. 1. 2 教材等		
5. 1. 2. 1 教科書、参考書等		
5. 1. 2. 2 実習教材		
5. 2 実技教育施設		
5. 2. 1 訓練用航空機	総機数	機型
5. 2. 2 飛行規程（正規又は訓練用）		
5. 2. 3 整備施設		
5. 2. 4 実習工場		
5. 2. 5 実習用材料の保管		
5. 2. 6 実習用工具等		
講評		

事 項	適	否
6. 教育課程		
6. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
6. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
6. 3 最大訓練者数 名		
講評		
7. 航空機整備訓練課程の適確な運営のための制度		
7. 1 教官に係る管理に関する制度		
7. 2 教育施設の維持管理に関する制度		
7. 3 教育実績の記録の管理に関する制度		
講評		
8. 教育実績		
8. 1 当該教育を 2 年以上 年		
8. 2 修了者が 20 名以上 名		
講評		

番 号

## 航空機整備訓練課程指定書

(指定申請者名) 殿

年 月 日付け をもって申請のあった航空法施行規則別表第二（第42条、第43条関係）の航空機整備訓練課程の指定の件については、下記のとおり指定する。

記

1. 航空機整備訓練課程名

(1) 名 称

(2) 教育施設の所在地

2. 有効期限

年 月 日

3. 指定の条件

年 月 日

国土交通大臣 印

第3号様式

番 号

不 指 定 通 知 書

(指定申請者名) 殿

年 月 日付け をもって申請のあった航空法施行規則  
別表第二（第42条、第43条関係）の航空機整備訓練課程の指定の件については、下記のとおり指定しないこととしたので通知する。

記

1. 申請のあった航空機整備訓練課程名

2. 指定しない理由

年 月 日

国土交通大臣 印

第4号様式

番 号

指 定 取 消 通 知 書

(航空機整備訓練課程の設置者の氏名) 殿

年 月 日付け をもって行った航空法施行規則別表  
第二（第42条、第43条関係）の航空機整備訓練課程の指定については、下記  
のとおり指定を取り消したので通知する。

なお、 年 月 日までに航空機整備訓練課程指定書を返納すること。

記

1. 航空機整備訓練課程名

(1) 名 称

(2) 教育施設の所在地

2. 取り消しの理由

年 月 日

国土交通大臣 印

附則（令和2年12月22日 国空航第2715号）  
この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年2月15日 国空航第3097号）  
この改正通達は、令和3年2月15日から施行する。

附則（令和4年3月29日 国空航第3037号）  
この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月26日 国空安政第2822号）  
この改正通達は、令和6年3月26日から施行する。

附則（令和7年12月1日 国空安政第1968号）  
この改正通達は、令和7年12月1日から施行する。